

食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第 370 号）改正案

第 3 器具及び容器包装

A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格

- 1 器具は、銅若しくは鉛又はこれらの合金が削り取られるおそれのある構造であつてはならない。
- 2 食品に接触する部分に使用するメッキ用スズは、鉛を 0.1% を超えて含有してはならない。
- 3 鉛を 0.1% を超えて又はアンチモンを 5% 以上含む金属をもつて器具及び容器包装の食品に接触する部分を製造又は修理してはならない。
- 4 器具若しくは容器包装の食品に接触する部分の製造又は修理に用いるハンダは、鉛を 0.2% を超えて含有してはならない。
- 5 器具又は容器包装は、食品衛生法施行規則別表第 1 に掲げる着色料以外の化学的合成品たる着色料を含むものであつてはならない。ただし、着色料が溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている場合はこの限りでない。
- 6 電流を直接食品に通ずる装置を有する器具の電極は、鉄、アルミニウム、白金及びチタン以外の金属を使用してはならない。ただし、食品を流れる電流が微量である場合にあつては、ステンレスを電極として使用することは差し支えない。
- ~~7 油脂又は脂肪性食品を含有する食品に接触する器具又は容器包装には、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)を原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならない。ただし、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)が溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている場合にあつては、この限りでない。~~
- 8 紙（板紙を含む。以下この款において同じ。）製の器具又は容器包装であつて、紙中の水分又は油分が著しく増加する用途又は長時間の加熱を伴う用途に使用されるものには、古紙を原材料として用いてはならない。ただし、紙中の有害な物質が溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている場合にあつては、この限りでない。
- 9 法第 18 条第 3 項の規定により、令第 1 条に定められた合成樹脂の原材料であつて、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。）及びそれらの使用にあつての制限については別表第 1 に掲げるものであること。ただし、別表第 1 に掲げる物質の他、着色の目的に限って使用する物質は、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）別表第 1 に掲げる着色料若しくは溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている着色料であること。別表第 1 第 1 表（1）及び（2）の表中の使用可能ポリマー欄に掲げる合成樹脂の原材料であつて、これに含まれる物質（以下「基ポリマー」という。）は、当該基ポリマーを使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は当該基ポリマーを使用して製造される器具若しくは容器

包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が特段の定めが無い場合をもって、法第 18 条第 1 項の規格に定められているものとし、同表の使用可能食品欄及び使用可能最高温度欄に規定する制限を超えて器具及び容器包装の原材料として使用してはならない。また、同表第 1 表（2）の表中の使用可能ポリマー欄に掲げる基ポリマーはプレポリマーを適切な基材上で化学反応により高分子化又は架橋されなければならない。なお、基ポリマーの構成成分に対して 98 重量%超が別表第 1 第 1 表（1）又は（2）の表の使用可能ポリマー欄に掲げる物質で構成され、残りの構成成分は同表第 1 表（3）の表に掲げるモノマーの共重合体で構成されること。同表第 2 表の表中の物質名欄に掲げる合成樹脂の原材料であって、これに含まれる物質は、同表第 1 表（1）及び（2）の表中の区分欄に従い、対応する同表第 2 表（1）の表中の区分別使用制限欄に定める量を超えて、該当する基ポリマーを使用する合成樹脂に含有してはならない。

B 器具又は容器包装一般の試験法

（中略）

C 試薬・試液等

（中略）

D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格

（中略）

E 器具又は容器包装の用途別規格

（中略）

F 器具及び容器包装の製造基準

- 1 銅製又は銅合金製の器具及び容器包装は、その食品に接触する部分を全面スズメッキ又は銀メッキその他衛生上危害を生ずるおそれのない処置を施さなければならない。ただし、固有の光沢を有し、かつ、さびを有しないものは、この限りでない。
- 2 器具又は容器包装の製造に際し、化学的合成品たる着色料を使用する場合は、食品衛生法施行規則別表第 1 に掲げる着色料以外の

着色料を使用してはならない。ただし、うわぐすり、ガラス又はホウロウへ融和させる方法その他食品に混和するおそれのない方法による場合はこの限りでない。

3 氷菓の紙製、経木製又は金属箔製の容器包装は、製造後殺菌しなければならない。

4 器具又は容器包装を製造する場合は、特定牛の脊柱を原材料として使用してはならない。ただし、次のいずれかに該当するものを原材料として使用する場合は、この限りでない。

(1) 特定牛の脊柱に由来する油脂を、高温かつ高圧の条件の下で、加水分解、けん化又はエステル交換したもの

(2) 月齢が30月以下の特定牛の脊柱を、脱脂、酸による脱灰、酸若しくはアルカリ処理、ろ過及び138℃以上で4秒間以上の加熱殺菌を行ったもの又はこれらと同等以上の感染性を低下させる処理をして製造したもの

~~5 使用温度が40℃を超える器具又は容器包装を製造する場合は、D-乳酸含有率が6%を超えるポリ乳酸を使用してはならない。ただし、100℃以下で30分以内又は66℃以下で2時間以内で使用するものについては、この限りでない。~~

別表第1

第1表 基ポリマー

(1) 基ポリマー（プラスチック）

一部抜粋
詳細は参考資料1を参照

1. ポリエチレン（PE）

| 番号 | 使用可能ポリマー | 英名 | CAS登録番号 | 使用可能食品 | | | | 使用可能 最高温度 | 区分 | 備考 |
|----|-----------------|---------------------------------------|--------------------------|--------|-------------|----|-----|--------------|----|----|
| | | | | 酸性 | 油性及び 脂肪性 | 酒類 | その他 | | | |
| 1 | エチレン単独重合体 | Ethylene, homopolymer | 9002-88-4 | ○ | ○ | ○ | ○ | Ⅲ | 5 | # |
| 2 | エチレン・1-アルケン共重合体 | Copolymers of ethylene and 1-alken | 9010-79-1 25087-34-7等 | ○ | ○ | ○ | ○ | Ⅲ | 5 | # |

2. エチレン・酢酸ビニル共重合体（EVA）

| 番号 | 使用可能ポリマー | 英名 | CAS登録番号 | 使用可能食品 | | | | 使用可能 最高温度 | 区分 | 備考 |
|----|----------------------------------|--|------------|--------|-------------|----|-----|--------------|----|----|
| | | | | 酸性 | 油性及び 脂肪性 | 酒類 | その他 | | | |
| 1 | エチレン・酢酸ビニル共重合体 | Ethene, polymer with ethenyl acetate | 24937-78-8 | ○ | ○ | ○ | ○ | Ⅲ | 2 | # |
| 2 | エチレン・酢酸ビニル共重合体・ 無水マレイン酸グラフト化物 | Ethene, copolymer with vinyl acetate, maleic anhydride grafted | 28064-24-6 | ○ | ○ | ○ | ○ | Ⅲ | 2 | # |

備考

a 表中使用可能食品の欄は、次に定めるとおりとする。

- ① 「○」は、使用可能であることを示す。
- ② 「-」は、使用不可であることを示す。

b 表中使用可能最高温度の欄は、次に定めるとおりとする。

- ① 「Ⅰ」は、70℃以下で使用可能であることを示す。
- ② 「Ⅱ」は、100℃以下で使用可能であることを示す。
- ③ 「Ⅲ」は、100℃超で使用可能であることを示す。

c 表中備考欄は、次に定めるとおりとする。

- ① 「#」は食品安全基本法第11条第1項第3号に該当するものであることを示す。

一部抜粋
詳細は参考資料1を参照

(2) 基ポリマー（コーティング等）

1. ポリエステル系コーティング

| 番号 | 使用可能ポリマー | 英名 | CAS 登録番号 | 使用可能食品 | | | | 使用可能 最高温度 | 区分 | 備考 |
|----|-----------------------------------|------------------------|----------|--------------------|-------------|----|-----|--------------|----|----|
| | | | | 酸性 | 油性及び 脂肪性 | 酒類 | その他 | | | |
| 1 | 下記の酸成分及びアルコール成分 からなるポリエステル共重合体 | | — | * 以下の各構成モノマーの制限に従う | | | | | | |
| | (a) 酸成分 | | | | | | | | | |
| | 1) テレフタル酸 | Terephthalic acid | 100-21-0 | ○ | ○ | ○ | ○ | Ⅲ | 3 | # |
| | 2) テレフタル酸ジメチル | Dimethyl terephthalate | 120-61-6 | ○ | ○ | ○ | ○ | Ⅲ | 3 | # |
| | 3) イソフタル酸 | Isophthalic acid | 121-91-5 | ○ | ○ | ○ | ○ | Ⅲ | 3 | # |
| | (b) アルコール成分 | | | | | | | | | |
| | 1) エチレングリコール | Ethylene glycol | 107-21-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | Ⅲ | 3 | # |
| | 2) ネオペンチルグリコール | Neopentyl glycol | 126-30-7 | ○ | ○ | — | ○ | Ⅲ | 3 | # |
| | 3) プロピレングリコール | Propylene glycol | 57-55-6 | ○ | ○ | ○ | ○ | Ⅲ | 3 | # |

2. 架橋コーティング樹脂

| 番号 | 使用可能ポリマー | 英名 | CAS 登録番号 | 使用可能食品 | | | | 使用可能 最高温度 | 区分 | 備考 |
|----|------------|---------------------------------|-------------|--------|-------------|----|-----|--------------|----|----|
| | | | | 酸性 | 油性及び 脂肪性 | 酒類 | その他 | | | |
| 1 | 天然化石樹脂 | | | | | | | | | |
| | コーパル | Copal | 9000-14-0 | ○ | ○ | ○ | ○ | Ⅲ | 1 | # |
| | ダマー | Damar | 9000-16-2 | ○ | ○ | ○ | ○ | Ⅲ | 1 | # |
| | サンダラック | Sandarac | 9000-57-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | Ⅲ | 1 | # |
| 2 | ロジン樹脂 | | | | | | | | | |
| | ガムロジン | Gum rosin | 977035-22-5 | ○ | ○ | ○ | ○ | Ⅲ | 1 | # |
| | ガムロジン, 二量化 | Gum Rosin, Dimerrized | 977094-56-6 | ○ | ○ | ○ | ○ | Ⅲ | 1 | # |
| | ガムロジン, 不均化 | Gum Rosin, Disproportionated | 977035-24-7 | ○ | ○ | ○ | ○ | Ⅲ | 1 | # |

備考

- a 表中使用可能食品の欄は、次に定めるとおりとする。
- ① 「○」は、使用可能であることを示す。
 - ② 「-」は、使用不可であることを示す。
- b 表中使用可能最高温度の欄は、次に定めるとおりとする。
- ① 「Ⅰ」は、70℃以下で使用可能であることを示す。
 - ② 「Ⅱ」は、100℃以下で使用可能であることを示す。
 - ③ 「Ⅲ」は、100℃超で使用可能であることを示す。
- c 表中備考欄は、次に定めるとおりとする。
- ① 「#」は食品安全基本法第11条第1項第3号に該当するものであることを示す。

(3) 基ポリマーに対して微量で重合可能なモノマー

一部抜粋
詳細は参考資料 1 を参照

| 番号 | 使用可能モノマー | 英名 | CAS 登録番号 | 備考 |
|----|------------------|--------------------|----------|----|
| 1 | 1, 1-ジフルオロエタン | 1,1-difluoroethane | 75-37-6 | # |
| 2 | 1, 2-プロパンジオール | 1,2-propanediol | 57-55-6 | # |
| 3 | 1, 3, 5-トリオキサソラン | trioxane | 110-88-3 | # |
| 4 | 1, 3-ジオキサソラン | 1,3-dioxolane | 646-06-0 | # |
| 5 | 1, 3-ブタジエン | butadiene | 106-99-0 | # |

備考

a 表中備考欄は、次に定めるとおりとする。

- ① 「#」は食品安全基本法第 11 条第 1 項第 3 号に該当するものであることを示す。

第2表 添加剤・塗布剤等

(1) 添加剤・塗布剤等

一部抜粋
詳細は参考資料2を参照

| 番号 | 物質名 | | CAS登録番号 | 区分別使用制限 | | | | | | | 備考 |
|----|--------------------------|--|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|
| | 和名 | 英名 | | 区分 1 | 区分 2 | 区分 3 | 区分 4 | 区分 5 | 区分 6 | 区分 7 | |
| 1 | ホルムアルデヒド | formaldehyde | 50-00-0 | 0.005 | — | 0.001 | — | 0.001 | 0.001 | 0.001 | # |
| 2 | 乳酸(ナトリウム、カルシウム塩を含む) | lactic acid (contain sodium, calcium salt) | 50-21-5 72-17-3 等 | 1 | 0.5 | 0.001 | 5 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | # |
| 3 | ソルビトール | sorbitol | 50-70-4 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 1 | 0.001 | 0.5 | — | # |
| 4 | アスコルビン酸(ナトリウム、カルシウム塩を含む) | ascorbic acid (contain sodium, calcium salt) | 50-81-7 134-03-2 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 5 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | # |
| 5 | 2-ブロモ-2-ニトロ-1,3-プロパンジオール | 2-bromo-2-nitro-1,3-propanediol | 52-51-7 | — | — | 0.001 | — | 0.001 | 0.001 | 0.001 | # |

備考

a 表中区分別使用制限の欄は、次に定めるとおりとする。

- ① 「—」は、使用不可であることを示す。
- ② 「*」は、使用量の制限がないことを示す。

b 表中備考欄は、次に定めるとおりとする。

- ① 「#」は食品安全基本法第11条第1項第3号に該当するものであることを示す。